

「児童の権利に関する条約」学習用パンフレット

じ どう けん り じょう やく
児童の権利条約

(子どもの権利条約)



立

学校



「児童の権利条約（子どもの権利条約）」は、世界中の子どもが幸せにくらせるように、世界の国々が努力することを約束したきまりです。

- 1959年に「児童の権利宣言」が国連総会で採択されました。
また、その20周年にあたる1979年を国際児童年に指定しました。
- 1989年11月20日、「児童の権利条約」が国連総会で採択され、20カ国の締結により、翌年、9月2日に発効しました。
- 1994年（平成6年）4月22日に、日本もこの条約を批准し、同年5月22日から国内で発効しました。

◆◆◆学習用パンフレットについて◆◆◆

- 「児童の権利条約」は54条までありますが、その中からみなさんの生活と特に関係の深い8つの条項について、わかりやすく説明してあります。
- 「児童の権利条約」の内容をよく理解し、世界中の子どもが幸せで、健やかに成長できる社会を、みんなで作っていきましょう。
- この学習用パンフレットが皆さんの学習に役立つことを願っています。

せいめい

生命はかけがえのないものです。

おとなは、わたしたちの生命を守るとともに

わたしたちの健やかな成長を願っています。

わたしたちも自分の生命を大切にします。

【前文、第1条、第2条、第6条、第30条】



せ かい くにくに えいよう ふ そく びょうき
世界の国々では、栄養不足や病気、さらに
せんそう おお
戦争で多くの子どもの生命がうばわれています。

日本でも、いじめなどによって自らの命を
た
絶つ子どもたちがいます。一人一人の生命の
大切さをいま一度見直しましょう。

自分の^{かんが}考えや^{いけん}意見を
自由^{じゆう}に^い言うことができます。

【第12条】



^{きょうか}教科の学習で自分の考えを^{せっきよくてき}積極的に発表しましょう。

^{がっきゅうかつどう}学級活動や^{じどうかい}児童会・^{せいとかい}生徒会活動などでしっかり話

し合いができていますか。

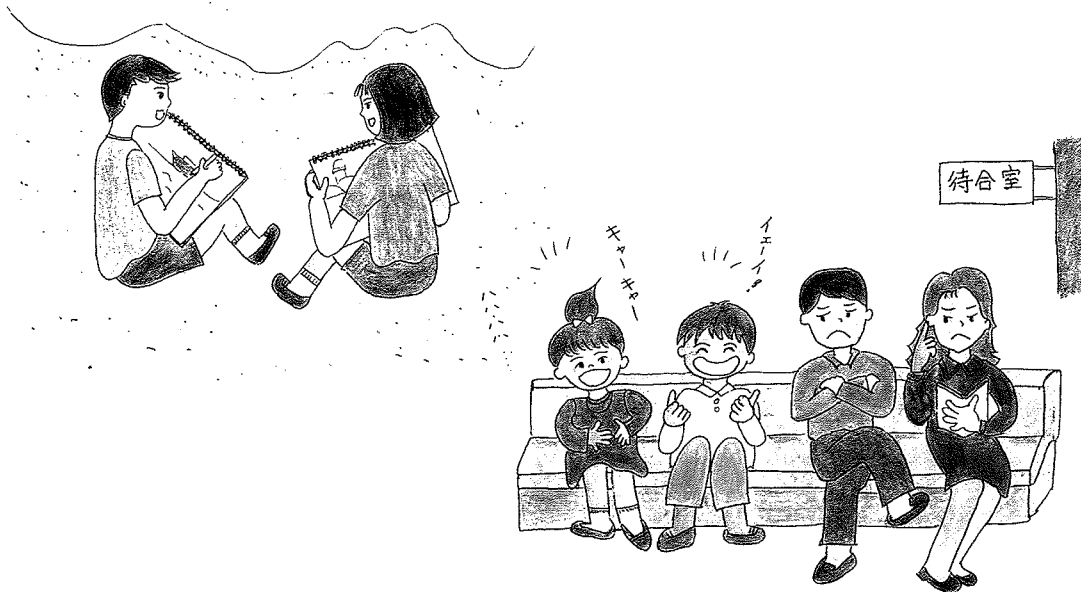
^{かぞく}家族との話し合いの中でも、自分の意見をはっきりいしましょう。

先生や友達、家族にあなたの意見は^{そんちよう}尊重されます。

自分の考えや気持ちを詩や作文、絵などの
いろいろな方法で表現できます。

同時に、他の人の権利や自由も尊重し、
傷つけたり、めいわくをかけたりしないよう
気をつけます。

【第13条、第14条】



「表現の自由」は尊重されなければなりません
が、他の人のめいわくになるようでは困
ります。

どんなところに気をつけたらよいでしょう。

わたしたちのプライバシー(秘密)は守られます。

【第16条】



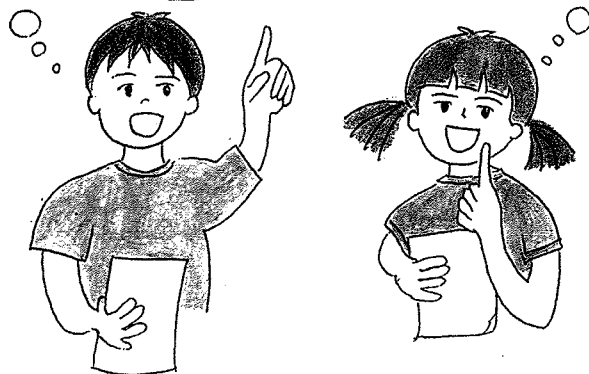
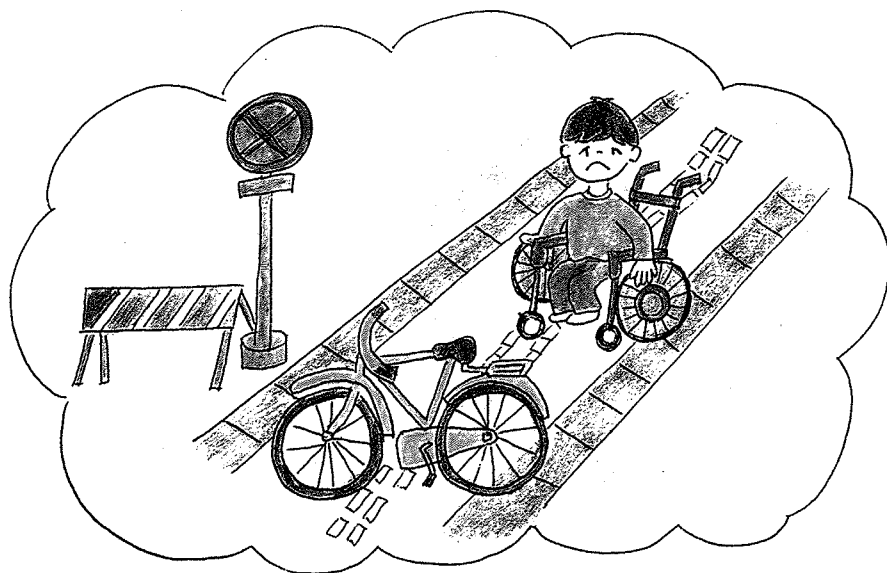
子どもにもおとなにも、ほかの人に知られ
たくないことがあります。


他人の持ち物などを勝手に見たり、さわっ
たりしたことはありませんか。

(相手のいやがることはやらない強い心を持
ちましょう)

心や身体に障害のある子どもが、
自分の力で楽しく生活できる環境を
みんなで作ります。

【第23条】

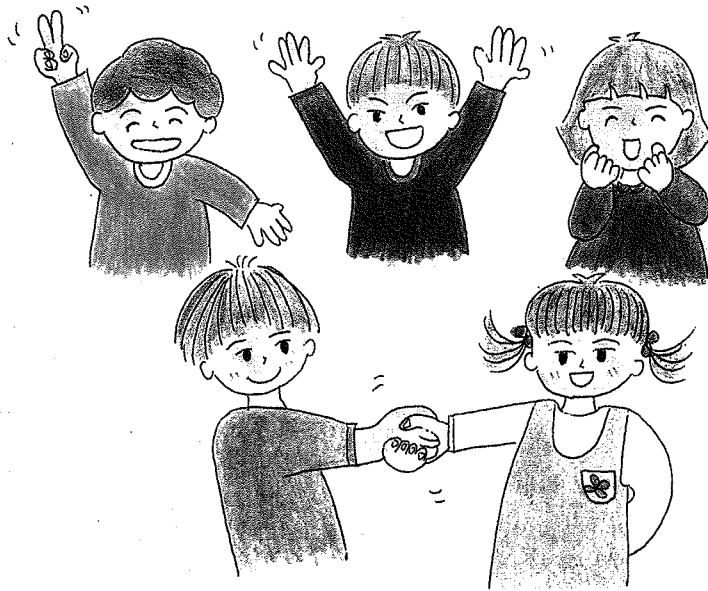


誘導ブロックや駐車場の「」のマーク
の所へ、自転車などをとめていませんか。
障害のある人たちが安心してくらすよう
に協力しましょう。

わたしたちには、

みんな平等に学習する権利があります。

【第28条】



いじめのない楽しい学校にするためには
どうしたらよいでしょう。

自分の好きなこと、やりたいことを見つ
けて、自分から学ぶようにしましょう。

自分の夢や希望を大切に、その実現に
向けてがんばりましょう。

心^{やす}やからだを休めたり、
遊^{あそ}び^{かつどう}やいろいろな活動に
自^{さん}由^かに参加できます。

【第31条】



ゆとりのある生活^{せいかつ}を送^{おく}ることは大切です。
私たちの沖縄^{ゆた}県は、豊^しかな自然^{ぜん}と香^かり高^{たか}い
伝統文化^{でんとうぶんか}に恵^{めぐ}まれています。
学校^{しゅういっ}週^か5日制^{せい}で、学校の休^{やす}みの日^ひがふえま
した。この休^{やす}みを生^{なま}かしていろいろな校^{こう}外^{がい}活^{かつ}
動^{どう}に参^{さん}加^かしてみませんか。
友^{いっしょ}達^だと一^{いっしょ}緒^ごに参^{さん}加^かしたり、家^か族^{ぞく}で参^{さん}加^かする
のもいいですね。